

医第1118-2号
平成24年10月18日

公益社団法人埼玉県診療放射線技師会長 様

埼玉県保健医療部長 奥野 立
(公印省略)

医療法施行条例の施行について（通知）

本県行政には平素から格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

今般、「医療法施行条例」（埼玉県条例第48号）が、平成24年10月15日に成立し、平成24年10月16日に公布、同日施行となりました。

本条例は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号）の施行により医療法が一部改正となり、医療機関の従業者の配置など一部基準について、都道府県条例に委任されたことを受けたものです。

条例の趣旨、内容等は下記のとおりですので、御了知くださいるようお願いいたします。

記

1 条例で規定する内容

- (1) 病院等の病床数を算定するに当たっての補正の基準（第2条、第3条関係）
- (2) 病院等の従業者の配置に関する基準（第4条、第5条、第7条関係）
 - ア 専属薬剤師の配置基準
 - イ 病院の従業者に関する基準のうち、医師及び歯科医師以外の従業者の配置に関する基準
 - ウ 療養病床を有する診療所における医師及び歯科医師以外の従業者の配置に関する基準
- (3) 病院等の施設の基準（第6条、第8条関係）
 - ア 病院の施設に関する基準
 - イ 療養病床を有する診療所の施設に関する基準

2 基準の概要

すべて厚生労働省令が定める基準どおりに規定

※ 条例の制定により従来の基準から変更となる基準はありません。

3 施行日

公布の日（平成24年10月16日）

担当：医療整備課医務担当 河野
電話：048-830-3539

平成24年(2012年)10月16日



埼玉県報

第 2 4 3 3 号
平成24年10月16日
火 曜 日

目 次

条例

- 埼玉県平和資料館条例の一部を改正する条例のあらまし(広聴広報課)
- 埼玉県平和資料館条例の一部を改正する条例(広聴広報課)
- 埼玉県奥武蔵あじさい館条例を廃止する条例のあらまし(高齢介護課)
- 埼玉県奥武蔵あじさい館条例を廃止する条例(高齢介護課)
- 医療法施行条例のあらまし(医療整備課)
- 医療法施行条例(医療整備課)
- 埼玉県専用水道に係る水道技術管理者の資格を定める条例のあらまし(生活衛生課)
- 埼玉県専用水道に係る水道技術管理者の資格を定める条例(生活衛生課)
- 埼玉県中小企業振興基本条例の一部を改正する条例のあらまし(産業労働政策課)
- 埼玉県中小企業振興基本条例の一部を改正する条例(産業労働政策課)
- 埼玉県手数料条例の一部を改正する条例のあらまし(畜産安全課)
- 埼玉県手数料条例の一部を改正する条例(畜産安全課)
- 埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例のあらまし(建築安全課)
- 埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例(建築安全課)
- 埼玉県議会委員会条例の一部を改正する条例のあらまし(政策調査課)
- 埼玉県議会委員会条例の一部を改正する条例(政策調査課)

規則

- 埼玉県平和資料館管理規則の一部を改正する規則(広聴広報課)
- 埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則(建築安全課)
- 埼玉県議会会議規則の一部を改正する規則(政策調査課)

告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告(川越比企地域振興センター)
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告(川越比企地域振興センター東松山事務所)
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告(川越比企地域振興センター東松山事務所)
- 乳製品製造機器に関する入札公告(入札執行課)
- 入間都市計画生産緑地地区の変更(みどり再生課)
- 東松山都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)
- 埼玉県建築基準法施行細則第6条の5第1項第1号に規定する知事が定める基準(建築安全課)
- 男性警察官用制服ワイシャツほかに関する落札者等の公示(会計課)
- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消告示(川越県税事務所)
- 県道朝霞蕨線(朝霞市膝折町一丁目)の供用開始(朝霞県土整備事務所)
- 開発行為に関する工事の完了公告(川越建築安全センター)
- 開発行為に関する工事の完了公告(川越建築安全センター)
- 埼玉県議会委員会規程の一部を改正する規程(政策調査課)
- 埼玉県議会議長告示公告式(政策調査課)
- 選挙管理委員会の招集(選挙管理委員会)

条 例

医療法施行条例をここに公布する。

平成二十四年十月十六日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第四十八号

医療法施行条例

（趣旨）

第一条 この条例は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（既存病床数及び申請病床数の補正）

第二条 法第七条の二第四項に規定する必要な補正は、医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「省令」という。）第三十条の三十三及び第四十八条の規定の例により行うものとする。

（既存の療養病床の病床数とみなす介護老人保健施設の入所定員数）

第三条 法第七条の二第五項の規定により既存の療養病床の病床数とみなす介護老人保健施設の入所定員数は、省令第二条の二及び第四十八条の規定の例により算定するものとする。

（専属の薬剤師の配置）

第四条 法第十八条の規定により専属の薬剤師を置かなければならない病院又は診療所は、省令第六条の六に規定する病院又は診療所とする。

（病院の従業者の基準）

第五条 法第二十一条第一項の条例で定める従業者は、次の各号（療養病床を有しない病院にあっては、第一号から第五号まで。以下この条において同じ。）に掲げる従業者とし、同項第一号の条例で定める員数は、当該各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- 一 薬剤師 省令第十九条第二項第一号（省令第四十三条の二において読み替え
て適用する場合を含む。）の規定の例により算定した員数
- 二 看護師及び准看護師 省令第十九条第二項第二号（省令第四十三条の二及び
医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成十三年厚生労働省令第八号。以
下「改正省令」という。）附則第二十条において読み替えて適用する場合を含
む。）、第五十二条第五項及び第五十三条（同条第一号に係る部分に限る。）
の規定の例により算定した員数

三 看護補助者 省令第十九条第二項第二号、第五十二条第六項及び第五十三条
(同条第二号に係る部分に限る。)の規定の例により算定した員数

四 栄養士 省令第十九条第二項第四号に規定する員数

五 診療放射線技師、事務員その他の従業者 病院の実状に応じた適当な員数

六 理学療法士及び作業療法士 病院の実状に応じた適当な員数

(病院の施設の基準)

第六条 法第二十一条第一項第十二号の条例で定める施設は、次の各号(療養病床を有しない病院及び改正省令附則第二十二条に規定する病院にあっては、第一号。以下この条において同じ。)に掲げる施設とし、当該各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める構造設備を有することとする。

一 消毒施設及び洗濯施設(法第十五条の二の規定により繊維製品の滅菌消毒の業務又は寝具類の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。) 蒸気、ガス若しくは薬品を用い又はその他の方法により入院患者及び職員の被服、寝具等の消毒を行うことができるものでなければなければならないこと(消毒施設を有する病院に限る。)。

二 談話室 療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有しなければならないこと。

三 食堂 内法による測定で、療養病床の入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有しなければならないこと。

四 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければなければならないこと。

(療養病床を有する診療所の従業者の基準)

第七条 法第二十一条第二項の条例で定める従業者は、次の各号に掲げる従業者とし、同項第一号の条例で定める員数は、当該各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

一 看護師及び准看護師 省令第二十一条の二第二項第一号、第五十四条(同条第一号に係る部分に限る。)及び第五十五条並びに改正省令附則第二十三条(同条第二号に係る部分に限る。)の規定の例により算定した員数

二 看護補助者 省令第二十一条の二第二項第二号、第五十四条(同条第二号に係る部分に限る。)及び第五十五条並びに改正省令附則第二十三条(同条第二号に係る部分に限る。)の規定の例により算定した員数

三 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実状に応じた適当な員数

(療養病床を有する診療所の施設の基準)

第八条 療養病床を有する診療所（改正省令附則第二十四条に規定する診療所を除く。）が有しなければならない法第二十一条第二項第三号の条例で定める施設は、第六条第二号から第四号までに掲げる施設とし、当該各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める構造設備を有することとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

病院等に係る人員・施設等基準の概要

条例の基準	基準の概要
専属薬剤師 ＜条例第4条＞	専属の薬剤師…病院又は医師が常時3人以上勤務する診療所は置かなければならない。
病院の従業者の配置 ＜条例第5条＞	<p>薬剤師数…①+②+③</p> <p>① 一般病床、感染症病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数70人につき1人</p> <p>② 精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数150人につき1人</p> <p>③ 外来患者に係る取扱い処方せんの数75につき1人</p> <p>看護師及び准看護師…①+②+③</p> <p>① 一般病床、感染症病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数3人につき1人</p> <p>② 精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数4人につき1人</p> <p>③ 外来患者の数30人につき1人</p> <p>看護補助者…療養病床に係る病室の入院患者の数4人につき1人</p> <p>栄養士…病床数100以上の病院にあっては1人</p> <p>診療放射線技師、事務員その他の従業者数…病院の実情に応じた数</p> <p>理学療法士、作業療法士…療養病床を有する病院にあっては、病院の実情に応じた数</p>
病院の施設基準 ＜条例第6条＞	<p>消毒施設及び洗濯施設…蒸気、ガス若しくは薬品を用い又はその他の方法により入院患者及び職員の被服、寝具等の消毒を行うことができるもの</p> <p>談話室…療養病床を有する病院にあっては、療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さ</p> <p>食堂…療養病床を有する病院にあっては、内法で療養病床の入院患者1人につき1平方メートル以上の広さ</p> <p>浴室…療養病床を有する病院にあっては、体の不自由な者が入浴するのに適したもの</p>
療養病床を有する診療所の従業者の配置 ＜条例第7条＞	<p>看護師及び准看護師…療養病床に係る病室の入院患者の数が4人につき1人</p> <p>看護補助者…療養病床に係る病室の入院患者の数4人につき1人</p> <p>事務員その他の従業者…療養病床を有する診療所の実情に応じた数</p>
療養病床を有する診療所の施設基準 ＜条例第8条＞	<p>療養病床を有する診療所に配置すべき施設は、療養病床を有する病院の基準と同様とする。</p> <p>談話室…療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さ</p> <p>食堂…内法で療養病床の入院患者1人につき1平方メートル以上の広さ</p> <p>浴室…体の不自由な者が入浴するのに適したもの</p>

病院等に係る人員・施設等基準の根拠

1 病院

区分	根拠	
	医療法等	条例
人員配置	医師、歯科医師	○
	専属薬剤師	→○ 4条
	薬剤師	→○ 5条
	看護師、准看護師	→○ 5条
	看護補助者	→○ 5条
	栄養士	→○ 5条
	診療放射線技師、事務員等従業者	→○ 5条
	理学療法士、作業療法士 (療養病床を有する病院のみ)	→○ 5条
施設基準	各科専門の診察室	○
	手術室	○
	処置室	○
	臨床検査施設	○
	エックス線装置	○
	調剤所	○
	給食施設	○
	分べん室及び新生児の入浴施設	○
	機能訓練室	○
	消毒施設、洗濯施設	→○ 6条

2 療養病床を有する診療所

区分	根拠	
	医療法等	条例
人員配置	医師	○
	看護師、准看護師	→○ 7条
	看護補助者	→○ 7条
	事務員等従業者	→○ 7条
施設基準	機能訓練室	○
	談話室、食堂、浴室	→○ 8条

3 病床数の補正

区分	根拠	
	医療法等	条例
病院開設許可に係る病床数の補正	→○ 2条 3条	